



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 3月18日 金曜日 第1642号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	291
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....	291
市営土地改良事業の施行の同意.....	291
県営土地改良事業の換地処分（3件）.....	292
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	292
廃川敷地等の発生（4件）.....	293
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	294
道路の区域変更（県道川之江大豊線）.....	295
道路の区域変更（一般国道第440号）.....	295
道路の供用開始（"）.....	296
道路の区域変更（県道久万中山線）.....	296
道路の供用開始（"）.....	296
道路の区域変更（県道美川松山線）.....	296
道路の供用開始（"）.....	297
道路の区域変更（一般国道380号）.....	297
道路の区域変更（県道宇和三間線）.....	297
道路の供用開始（県道宇和三間線外）.....	298
道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....	298
道路の供用開始（"）.....	298
都市計画の変更による図書の写しの縦覧.....	298
開発行為に関する工事の完了.....	298
道路の位置の指定.....	299
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	299
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	299
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	299

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	300
争議行為の通知の公表.....	300

公営企業告示

落札者等の告示.....	300
--------------	-----

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....	301
-----------------------------	-----

雑 報

裁決手続開始の決定の公告（3件）.....	301
-----------------------	-----

正 誤

平成16年12月28日付け第1622号愛媛県人事委員会規則7 - 10 02（特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則）中...	302
--	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第568号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令

第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成17年 3月18日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
瀬戸内海病院	今治市北宝来町二丁目4番地9	医療法人 生きる会	平成20年3月25日まで

○愛媛県告示第569号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、今治市菊間町種地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年 3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・八王子地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成17年 3月22日から 4月18日まで
- 縦覧場所
今治市役所

○愛媛県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、今治市大三島町肥海地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年 3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・大串地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成17年 3月22日から 4月18日まで
- 縦覧場所
今治市役所

○愛媛県告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、大洲市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・梅の木地区）の施行に平成17年 3月 9日同意した。

平成17年 3月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第572号

平成17年3月14日県営中山間地域総合整備事業南宇和地区（僧都工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第573号

平成17年3月14日県営中山間地域総合整備事業内山地区（川上・谷工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第574号

平成17年3月14日県営中山間地域総合整備事業内山地区（駄場工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第575号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
四国中央市新宮町馬立字三ツ足山（国有林）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
四国中央市土居町浦山字峨嶺山・字地吉山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）、字外ノ尾（国有林）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市福成寺字炭谷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- イ 立木の伐採の限度次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市楠字永納山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- イ 立木の伐採の限度次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市西之川字野地丁・字老野丁（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市氷見字長谷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

7(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町大川字狼ヶ城山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

8(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
伊予郡砥部町七折字大谷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

9(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
四国中央市土居町北野字北山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

10(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
四国中央市新宮町馬立字三ツ足山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第576号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
二級河川渦井川水系桜川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年3月18日
- 3 廃川敷地等の位置
新居浜市大生院字戸屋鼻2078番及び2069番7、2069番4及び2069番2並びに2062番5の各地先
新居浜市大生院字戸屋鼻2071番3地先から2062番5地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 224.20平方メートル

○愛媛県告示第577号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
二級河川渦井川水系金剛院谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年3月18日
- 3 廃川敷地等の位置
西条市福武字八堂乙27番17地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 27.16平方メートル

○愛媛県告示第578号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
二級河川宮川水系宮川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年3月18日
- 3 廃川敷地等の位置
四国中央市中曾根町字平畑乙168番13地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 3.95平方メートル

○愛媛県告示第579号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称
二級河川井関川水系石床川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年3月18日
- 3 廃川敷地等の位置
四国中央市中曾根町字新堂谷乙356番14地先から乙356番6地先まで及び同市中曾根町字小山久保乙350番11地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 89.71平方メートル

○愛媛県告示第580号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、四国中央市において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
四国中央市
四国中央市三島宮川四丁目6番55号
代表者 市長 井原 巧
四国中央市三島宮川三丁目4番15号
- 2 埋立区域
 - (1) 位置

愛媛県四国中央市川之江町4097番及び4095番の地先公有水面

(2) 区域

ア 3工区

次の各点を順次直線で結んだ線及び⑭の地点と⑳の地点とを結び昭和58年9月24日付け愛媛県指令49港第92号で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.80メートルにより決定）により囲まれた区域

基点 愛媛県四国中央市川之江町4097番国土地理院「大江」四等三角点（北緯34度00分29.8264秒、東経133度33分09.0920秒）

⑭の地点 基点から214度55分17秒21.45メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から312度40分25秒112.95メートルの地点

⑰の地点 ⑮の地点から30度11分42秒206.50メートルの地点

⑳の地点 ⑰の地点から116度32分06秒109.95メートルの地点

イ 4工区

次の各点を順次直線で結んだ線及び⑮の地点と⑰の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 愛媛県四国中央市川之江町4097番国土地理院「大江」四等三角点（北緯34度00分29.8264秒、東経133度33分09.0920秒）

⑮の地点 基点から301度25分08秒112.09メートルの地点

⑰の地点 ⑮の地点から312度40分26秒47.22メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から30度11分40秒193.34メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から116度32分06秒46.20メートルの地点

(3) 面積

3工区 24,369.60平方メートル

4工区 9,216.84平方メートル

合計 33,586.44平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年2月8日 愛媛県指令11港第293号

4 しゅん功認可年月日

平成17年3月18日

○愛媛県告示第581号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、愛南町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
 愛南町
 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
 代表者 町長 谷口長治
 南宇和郡愛南町城辺甲4179番地 2

2 埋立区域

(1) 位置

南宇和郡愛南町福浦1215番から同1491番に至る地先の
 公有水面

(2) 区域

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線並びに13
 点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+
 2.10メートル)における公有水面と陸地との境界線によ
 り囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町福浦1215番地内の福浦第1物揚
 場のコンクリート舗装部に設置された金属鉄)は、北緯
 32度54分55秒、東経 132 度29分59秒の地点

1 点は、基点から真北 318 度45分28秒 20 .49 メートル
 の地点

2 点は、1 点から真北42度04分58秒 25 .40 メートルの
 地点

3 点は、2 点から真北 132 度04分58秒 33 .85 メートル
 の地点

4 点は、3 点から真北 222 度04分58秒1 .00メートルの
 地点

5 点は、4 点から真北 132 度04分58秒3 .40メートルの
 地点

6 点は、5 点から真北42度04分58秒1 .00メートルの地
 点

7 点は、6 点から真北 132 度04分58秒 46 .60 メートル
 の地点

8 点は、7 点から真北 222 度04分58秒1 .00メートルの
 地点

9 点は、8 点から真北 132 度04分58秒3 .40メートルの
 地点

10 点は、9 点から真北42度04分58秒1 .00メートルの地
 点

11 点は、10点から真北 132 度04分58秒 22 .75 メートル
 の地点

12 点は、11点から真北94度11分46秒 34 .00 メートルの
 地点

13 点は、12点から真北 165 度47分08秒4 .30メートルの
 地点

(3) 面積

4 289 .04平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成15年3月13日 愛媛県指令港第79号

4 しゅん功認可年月日

平成17年3月18日

○愛媛県告示第 582 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	川之江大豊線	四国中央市金田町半田字宮谷乙454番 1 から 同町半田字榎実丁144番61地先まで	旧	メートル 8.0~24.0	キロメートル 0.310	
			新	8.0~24.0 14.0~87.0	0.310 0.600	
"	"	四国中央市金田町半田字榎実丁144番61から 同町金川字山ノ東乙488番 6 まで	旧	6.0~14.6	0.195	
			新	12.4~37.0	0.185	
"	"	四国中央市金田町金川字東山乙473番 1 から 同字乙473番13まで	旧	9.7~38.4	0.069	
			新	15.0~38.4	0.065	

○愛媛県告示第 583 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字小村11759番から 同字11760番まで	旧	メートル 9.7~41.8	キロメートル 0.048	
			新	11.1~41.9	0.048	

○愛媛県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字小村11759番から 同字11760番まで	平成17年3月18日

○愛媛県告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1365番10	旧	メートル 6.6~53.5	キロメートル 0.019	
			新	44.0~48.2	0.019	
"	"	喜多郡内子町白杵1365番11から 同町白杵1242番3まで	旧	5.5~45.0	0.138	
			新	10.8~50.0	0.138	

○愛媛県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1365番10	平成17年3月18日
"	"	喜多郡内子町白杵1365番11から 同町白杵1242番3まで	"

○愛媛県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝2249番から 同町菅生3番耕地160番31まで	旧	メートル 6.8~11.2	キロメートル 0.070	
			新	21.4~32.2	0.068	

○愛媛県告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町有枝2249番から 同町菅生3番耕地160番31まで	平成17年3月18日

○愛媛県告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町吉野川18番地先から 同町寺村2087番地先まで	旧	メートル 4.5~70.4	キロメートル 0.290	
		喜多郡内子町吉野川18番地先から 同町寺村2087番地先まで 及 び 喜多郡内子町寺村2092番2から 同町寺村2090番まで	新	4.5~70.4 12.0~72.0	0.290 0.220	
"	"	喜多郡内子町寺村2090番から 同町寺村1978番8まで	旧	9.4~26.0	0.300	
			新	14.5~31.3	0.300	
"	"	喜多郡内子町寺村1978番1地先から 同町寺村1499番5まで 及 び 喜多郡内子町寺村2270番1から 同町寺村1499番5まで	旧	4.5~56.0 12.0~80.0	1.940 1.130	
		喜多郡内子町寺村1978番1地先から 同町寺村1499番5まで 及 び 喜多郡内子町寺村1978番8から 同町寺村1499番5まで	新	4.5~56.0 12.0~80.0	1.940 1.890	

○愛媛県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	北宇和郡三間町大字務田168番から 同大字737番2まで	旧	メートル 7.0~18.0	キロメートル 0.130	
			新	7.0~18.0 8.5~47.5	0.130 0.185	

○愛媛県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和三間線	北宇和郡三間町大字務田168番から 同大字731番まで	平成17年3月25日
"	広見吉田線	北宇和郡三間町大字務田740番2地先から 同町大字曾根957番1地先まで	"

○愛媛県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町上大道1028番7	旧	メートル 5.7~31.0	キロメートル 0.110	
			新	5.7~31.0 21.2~64.8	0.110 0.041	
"	"	南宇和郡愛南町上大道1028番7から 同町上大道980番2まで	旧	5.0~11.2	0.100	
			新	5.7~43.0	0.095	

○愛媛県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町上大道1028番7から 同町上大道980番2まで	平成17年3月18日

○愛媛県告示第594号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、南予レクリエーション都市計画駐車場2城山下駐車場の変更に係る都市計

画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16松局伊土検(開)第56号 平成17年3月7日	伊予市下吾川字柳27番3	伊予市下吾川39番地2 上城戸孝行
16松局伊土検(開)第57号 平成17年3月7日	伊予郡松前町大字鶴吉字新開703番4	伊予郡松前町大字鶴吉703番地3 水口寛幸

○愛媛県告示第596号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

四国中央市土居町北野甲1262番1、甲1262番2及び甲1270番2並びに甲1262番2地先農道及び甲1270番2地先水路

2 申請人の住所氏名

四国中央市川之江町3157番地1

佐伯 正信

3 図面省略

○愛媛県告示第597号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
鬼北 第1 号	宇和島市栄町港三丁目303番地	えひめ南農業協同組合	北宇和郡鬼北町大字下鍵山765番地 えひめ南農業協同組合日吉支所	平成17年3月10日

○愛媛県告示第598号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
宇第 6号	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	北宇和郡鬼北町	北宇和郡鬼北町大字下鍵山643番地 鬼北町日吉支所	平成17年3月10日

○愛媛県告示第599号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)第5条第6項の規定により告示する。

平成17年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
宇第 30号 の2	北宇和郡鬼北町大字芝225番地1	鬼北交通安全協会	売りさばき人 北宇和郡鬼北町大字芝225番地1 鬼北交通安全協会 売りさばき所 北宇和郡鬼北町大字芝225番地1 鬼北警察署内	売りさばき人 北宇和郡広見町大字芝225番地1 鬼北交通安全協会 売りさばき所 北宇和郡広見町大字芝225番地1 鬼北警察署内	平成17年 1月1日
宇第 34号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 北宇和郡鬼北町大字近永664番地 伊予銀行近永支店	売りさばき所 北宇和郡広見町大字近永664番地 伊予銀行近永支店	平成17年 1月1日

字第39号 番地	北宇和郡鬼北町大字近永942	北宇和高等学校 P . T . A	売りさばき人 北宇和郡鬼北町大字近永942番地 北宇和高等学校 P . T . A 売りさばき所 北宇和郡鬼北町大字近永942番地 北宇和高等学校内	売りさばき人 北宇和郡広見町近永942番地 北宇和高等学校 P . T . A 売りさばき所 北宇和郡広見町近永942番地 北宇和高等学校内	平成17年 1月1日
字第6号 番地1	北宇和郡鬼北町大字近永800	北宇和郡鬼北町	売りさばき人 北宇和郡鬼北町 売りさばき所 北宇和郡鬼北町大字下鍵山643番地 鬼北町日吉支所	売りさばき人 北宇和郡日吉村 売りさばき所 同村役場	平成17年 1月1日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年 3月 9日	特定非営利活動法人 日本玄心空手道総本部錬真館	二 宮 重 高	愛媛県大洲市徳森2705番地 1	この法人は、大洲市を本拠地とし、地域発祥の空手の指導を地域住民に対して行うことにより、子どもの健全育成、住民の健康維持・体力向上に寄与し、空手の普及を通じ地域の活性化を目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長藤波武男から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成17年 3月 7日あったので公表する。

平成17年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成17年度賃金引上げ・その他
- 2 日時 平成17年 3月31日正午以降本問題が完全解決に至るまでの間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢一丁目10の38

医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1の1の28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年 3月18日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
P E T - C Tシステム 一式 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管理 局総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成17年 3月 7日	株式会社自治体病院 共済会 東京都千代田区紀尾 井町3番27号	787,500,000円	一般競争入札	平成17年 1月25日

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成17年3月18日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次
愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 特別初診料の項の次に次のように加える。

セカンドオピ ニオン外来科	1 回	5 ,000円
------------------	-----	---------

附 則

この管理規程は、平成17年4月1日から施行する。

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成17年3月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成17年3月18日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道56号改築工事（五十崎内子拡幅・愛媛県喜多郡内子町五十崎地内）並びにこれに伴う町道及び一級河川付替工事並びにこれらに伴う附帯工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (m^2)	実 測 (m^2)	収用しようとする土地の実測(m^2)		受 付 番 号		
愛媛県喜多郡内子町五十崎	甲2002番4	宅地	宅地	18.18	60.77	60.77	持分76分の1 不明 ただし、東京都大田区南千束一丁目20番10号 加賀谷 まゆみ 又 は、愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 内子町			

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成17年3月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成17年3月18日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道56号改築工事（五十崎内子拡幅・愛媛県喜多郡内子町五十崎地内）並びにこれに伴う町道及び一級河川付替工事並びにこれらに伴う附帯工事
- 3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (m^2)	実 測 (m^2)	収用及び使用しようとする土地の実測(m^2)		受 付 番 号			
収 用	愛媛県喜多郡内子町五十崎	甲2002番2	宅地	宅地	39.73	39.73	19.80	持分76分の1 不明 ただし、東京都大田区南千束一丁目20番10号 加賀谷 まゆみ 又 は、愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 内子町 持分912分の900 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 内子町			

使 用	愛媛県喜多郡内子町五十崎	甲2002番2	宅地	宅地	39.73	39.73	4.20	持分76分の1 不明 ただし、東京都大田区南千束一丁目20番10号 加賀谷 まゆみ 又 は、愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 内子町 持分912分の900 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 内子町
-----	--------------	---------	----	----	-------	-------	------	--

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成17年3月8日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成17年3月18日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

県道鳥井喜木津線改築工事（伊方越バイパス・愛媛県西宇和郡伊方町亀浦地内から同県同郡同町伊方越地内まで）及び町道付替工事・河川改修工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積			受付年月日 受付番号		種 類		
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しようとする土地の実測(㎡)					
収 用	愛媛県西宇和郡伊方町伊方越字崎山 1107番1	畑	畑	991	698.09	266.53	愛媛県西宇和郡伊方町伊方越1108番地 門田 元				
使 用	愛媛県西宇和郡伊方町伊方越字崎山 1107番1	畑	畑	991	698.09	11.84 15.39	愛媛県西宇和郡伊方町伊方越1108番地 門田 元				

正 誤

○正 誤

平成16年12月28日付け第1622号愛媛県人事委員会規則7-1002（特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則）中

ページ	箇 所	誤	正
1314	第3条中	大三島町大字宗方35番地1	大三島町大字宗方3503番地1